

平成30年4月24日

## 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除について

九州経済産業局から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり九州経済産業局長に意見を回答いたしました

(別紙 2)

指定の解除事業者数 4 事業者 指定旧供給地点群数 5 地点群

| 事業者名 (法人番号)                            | 指定旧供給地点群名               |
|--|-------------------------|
| 宝ガス株式会社<br>(法人番号 9290001038358)        | 1. 板付ハイツ住宅団地<br>2. 藤浦団地 |
| 吉村アクティブ産業株式会社<br>(法人番号 3290001017301)  | 1. 野方団地                 |
| 行橋京都液化ガス事業協同組合<br>(法人番号 6290805006942) | 1. 今古賀団地                |
| 有限会社菖蒲商会<br>(法人番号 8290802003065)       | 1. 西鉄弥生が丘団地             |

(別紙1)

経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20180315 九州第3号  
平成30年4月24日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について (回答)

平成30年3月15日付け20180309九州第12号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。